

令和8年度

合併処理浄化槽設置補助制度のご案内

水環境の保全と快適な生活環境を維持するために、市では合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、普及を促進しています。補助金を受けるには、一定の条件や手続が必要です。

○補助対象区域

公共下水道や農業集落排水処理施設等で生活排水を処理していない区域

~~~~~  
補助対象とならない区域

○公共下水道計画区域

飯田処理区・川路処理区

○特定環境保全公共下水道計画区域

竜丘処理区・和田処理区

○農業集落排水処理施設の区域

次の各地区

立石地区

知久平地区

柏原地区

下殿岡地区

下虎岩地区

船渡地区

上久堅中央地区

更生太田地区

米川野池芋平地区

○小規模集合排水処理施設の区域

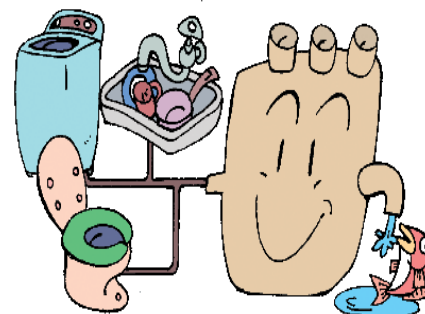
目名振地区

堤田地区

~~~~~  
ただし、農業集落排水処理施設の区域及び小規模集合排水処理施設の区域については補助対象となる場合もあるので、下水道課へお問い合わせください。

○補助対象となる合併処理浄化槽

生物科学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上で、処理水質BOD20ミリグラム／リットル以下（下水道の終末処理施設と同じ）のもので、10人槽以下のものについては国庫補助指針に適合し全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（全浄協）の登録を受けたものです。



○補助対象となる方

- 1 補助対象区域において、合併処理浄化槽を設置する者
- 2 ただし、次の各号の一に該当する方に対しては補助金を交付しません。
 - ① 浄化槽法に基づく設置届をしないで浄化槽を設置する方
 - ② 専用住宅を販売する目的で合併処理浄化槽付専用住宅を建築する方及びその購入者
 - ③ 専用住宅又は併用住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
 - ④ 飯伊浄化槽組合の指定する浄化槽工事人以外の者に施工させた者
 - ⑤ 飯伊浄化槽組合の指定する浄化槽代行管理者以外の者と保守点検契約を締結した者
 - ⑥ 市町村税を滞納している方

○補助金の額

- 1 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する経費とし、次表に定める金額を限度額とします。

(令和8年4月1日時点)

人槽区分	補助金限度額	
	専用住宅又は併用住宅	専用住宅及び併用住宅以外の建築物
5人槽	450,000円	300,000円
6人槽及び7人槽	600,000円	450,000円
8人槽及び10人槽	700,000円	600,000円
11人槽以上20人槽以下	1,200,000円	
21人槽以上30人槽以下	1,500,000円	
31人槽以上40人槽以下	1,800,000円	
41人槽以上	2,100,000円	

- 2 くみ取りトイレを使用している専用住宅（併用住宅含む）に合併処理浄化槽を設置して水洗化する場合、1の補助金額に以下の金額を加算します。

- ① くみ取り便槽撤去費に対する補助・・・ 9万円（限度額）
- ② 宅内配管工事費に対する補助・・・ 30万円（限度額）

※住宅の現地建替え、増改築工事を伴う場合等は対象となりません。

- 3 老朽化等により浄化槽の入れ替えが必要となった場合、30年以上使用し、適正管理された施設に限り、同額の補助を受けることができます。（適正管理：1年以内に法定検査、保守点検、清掃行われた記録票）

※詳しい要件はお問い合わせください。

※令和8年度に限り経過措置期間として、従前の15年以上使用の施設も対象とします。

○人槽の決定について

※浄化槽の規格（人槽）は住宅の延べ面積等のみで決定されるものではありません。浄化槽工事業者や浄化槽保守点検業者と十分協議のうえ計画をしてください。

※浄化槽の人槽は「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の表に基づいて算定しますが、表が実情に添わないと考えられる場合は、実使用人員を踏まえ、その建築物の水量負荷、BOD負荷を算出して人槽を決定することができます。その場合には、設置届出の際に「浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い」を提出してください。

※飯田市では「設置する浄化槽の使用予定人員等を可能な限り把握して、浄化槽整備事業を実施すること」としています。申請にあたり、必要な範囲での調査の実施や資料等の提出をお願いする場合があります。

○予算額の確認

補助は予算の範囲内で行いますので、申請される場合は事前に下水道課排水設備係にご相談ください。国、県からの補助を受けて実施しています。

申請状況によっては、年度の途中で新規の受付を締め切る場合があります。

○補助金を受ける手続き

浄化槽設置届出書、補助金交付申請書などのたくさんの書類が必要となります。浄化槽工事業者とご相談ください。

- 1 浄化槽を設置しようとする場合は、下水道課排水設備係を経由して、特定行政庁に設置届を提出します。
- 2 工事の請負契約は、4ページ・5ページに記載の浄化槽工事業者と直接結んでください。他の業者と契約した場合は補助対象となりません。
- 3 補助金交付申請書はあらかじめ提出ください。補助金交付決定後、工事に着手します。
- 4 工事完成・工事費支払後、実績報告書（完了報告）を提出します（速やかに）。
- 5 計画のとおり工事が行われたか、下水道課職員がしゅん工検査を行います。
- 6 請求書により補助金の支払いをします。

○浄化槽の管理

浄化槽法により保守点検、清掃（汚泥の引き抜き）を定期的に行うこと、及び法定検査を受けることが設置者に義務づけられています。また、補助金により設置した浄化槽は、10年間は廃止しないように管理してください。

○浄化槽に関する費用

- 1 工事費の目安（流入管などの排水設備工事は除く）

5人槽	80～ 90万円
6～7人槽	90～100万円
8～10人槽	100～120万円

- 2 維持管理費の目安 = 7人槽で 年78,000円位 (月6,500円位)
- | | | |
|----|-----------------|----------|
| 内訳 | 代行管理料 (消毒薬剤費含む) | 35000円位 |
| | 清掃費 | 31,000円位 |
| | 電気料 | 12,000円位 |
| | その他修繕料など | |

* H19.4.1 から清掃費の一部を飯田市で補助しています。

3 法定検査

- ①7条検査 (20人槽以下の場合) = 12,000円
 使用開始から3~8か月後に(社)長野県浄化槽協会が行う水質検査です。
- ②11条検査 (20人槽以下の場合) = 5,000円
 毎年1回(社)長野県浄化槽協会が行う水質検査です。

○浄化槽施工・管理業者

合併処理浄化槽の工事及び管理 (保守点検) は、飯伊浄化槽組合の指定する業者に依頼してください。

(令和8年4月1日時点)

施工	管理		業者名	住所	電話番号
	○		飯田清掃(株)	飯田市鼎名古屋 2423-1	23-0311
	○		(有)総合環境整備	天龍村平岡 1401	0260-32-2352
	○		(有)中部巡回社	阿智村智里 658-21	43-3197
	○		北部衛生(有)	豊丘村神稲 1055-1	35-2706
○			飯田工業(株)	飯田市羽場坂町 2350-4	22-6346
○	○	●	(有)伊賀良設備	飯田市三日市場 1418	25-7940
○	○	●	神稲建設(株)	豊丘村神稲 9182	34-3530
○			(株)シノダ設備	飯田市今宮町 2-34	23-5752
○	○	●	ダイネックス(株)	飯田市上郷黒田 2176	23-1121
○	○	●	(株)原鉄	飯田市上郷黒田 5543	24-1204
○			(有)むかいや設備	上伊那郡中川村葛島 1443	0265-88-3600
○	○		日幸設備(株)	高森町山吹 6004-1	35-5177
○	○	●	北沢建設(株)	飯田市吾妻町 7	23-0072
○	○	●	(株)豊本	阿南町西条 717-1	0260-22-3111
○	○	●	(株)シノダ	飯田市白山町 2-6945-1	22-2880
○			勝間田建設(株)	飯田市松尾町 3-19	22-3480
○	○	●	(株)東設	飯田市座光寺 6711-2	23-6211
○	○	●	(株)三六組	飯田市本町 4-7-2	22-4588

施工	管理		業者名	住所	電話番号
○	○	●	長豊建設(株)	飯田市座光寺 5558-1	52-1616
○	○	●	システム管理(株)	阿智村駒場 1497-3	43-4551
	○		日向商会	高森町山吹 2798-4	35-5257
	○		中日本ハウエイティング 名古屋(株)	飯田市北方 856-1	25-7852
○			メイコー設備(有)	下條村睦沢 8629	0260-27-2260
○	○		南信冷熱工業(有)	高森町山吹 364-1	35-4010
○			ダイワ設備(株)	飯田市丸山町 1-6995-2	22-2382
○	○	●	(有)タナダ工業	豊丘村神稲 10955-2	35-4550
○	○		(有)松川設備工業	松川町元大島 3171-2	36-4555
○	○	●	(株)下平組	飯田市上久堅 7446-6	29-7128
○	○	●	(有)環境システム	飯田市上川路 139-10	26-9748
○			(有)高森設備	高森町下市田 2422-130	35-6110
○		●	(資)丸五商店	飯田市南信濃和田 1034-2	0260-34-2050
○			(有)倉田設備	阿智村駒場 1488-1	43-3963
○	○	●	(株)カリス	飯田市川路 5580	49-3573
○	○	●	三笠設備(株)	飯田市駄科 1467-1	26-9347
○	○		(有)K&Kフジタ	高森町下市田 1308-3	34-3755
○			木下建設(株)	飯田市松尾町 1-22	22-2780
	○		総合施設サービス・ケイ	飯田市山本 6724-522	25-5872
○			小池建設(株)	飯田市下久堅下虎岩 3089-2	28-8100
○			(株)片桐工務所	根羽村 2137-口	49-2024
	○		エヌ・イー・サービス(有)	上伊那郡南箕輪村 2986-3	0265-76-7640
	○		しなの環境サービス(有)	高森町上市田 337-4	35-7872
○	○		(有)宮内住建	飯田市下久堅南原 161-5	29-7167
	○	●	ヒグチ商会	飯田市南信濃和田 604-2	0260-34-2084
	○		宮下建設(有)	泰阜村 3361-1	0260-26-2188
○			(有)アクセス	飯田市丸山町 1-8-9	22-3553
○	○		アクアリウス(株)	飯田市上郷黒田 2633-5	23-5911

●印は、飯田市合併処理浄化槽事業者協会加入業者

補助金の問い合わせ先

飯田市役所下水道課 TEL 22-4511 内線2287